

## 県民の森／きゃんせの森 ネーミングライツパートナー審査基準

### 1. 審査方法

#### (1) 応募資格等審査

申請書類を受理された者が募集要項3の「応募資格」を満たしていること、および、提案された愛称案が募集要項2の(4)の「命名条件」を満たしていることを確認するため、所管課において事前審査を行い、その結果を選定委員会に報告することとし、選定委員会は、その結果を踏まえて審査し、応募条件を満たしていないと判断された者は、選定対象外とします。

#### (2) 加点項目審査

- 選定委員は、(1)の応募資格等審査の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、「2. 審査項目、審査ポイントおよび配点」の審査項目に基づいて得点化し、最高得点をつけた委員数が最も多い応募者を第1順位候補者として選定します。
- 最高得点をつけた委員数が同数の場合は、得点化した点数を応募者ごとに合算し、最も高い得点となった応募者を第1順位候補者とします。
- 合算した得点が同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、審査項目「ネーミングライツの対価」の得点が最も高い応募者を第1順位候補者として選定します。
- 応募が1者の場合は、選定委員の点数を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者を選定します。
- 審査項目のうち、「経営の安定性」は契約期間が3年を超えるものに適用します。

### 2. 審査項目、審査ポイントおよび配点

審査項目	審査ポイント	配点
愛称案	県民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ 地域への定着度、施設の設置目的やイメージとの整合	20
ネーミングライツの対価	応募金額の妥当性、相対評価	40
契約期間	契約期間の妥当性、相対評価	10
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性 ネーミングライツ料の支払い能力	10
提案内容	提案の独創性、創造性 対象施設等と提案内容との親和性	10
地域貢献への考え方 や実績等	森林環境保全や森林づくり活動などの地域貢献や当該施設の振興等に対する考え方、活動実績および今後の計画	10
合 計		100

### 3. 応募者が1者かつ、応募金額が県の希望額と比較して低額となった場合について

応募が1者のみで、応募金額が、県の希望金額の50%未満となる場合(審査項目「ネーミングライツの対価」における配点40点に対し、20点未満となる場合に相当)は、候補者として選定しません。

#### 4. 評価方法

審査項目	評価方法
愛称の妥当性 経営の安定性(契約期間3年超) 提案内容 地域貢献等	「2. 審査項目、審査ポイントおよび配点」について、 「5. 判断基準」により評価ランクを判断し、得点化する。
ネーミングライツの対価	①応募金額(年額)が最高である者を1位として、満点の40点を付与する。 ②①以外の応募金額の場合は、1位の金額(最高応募金額)を用いて、 下記により算出する。(小数点以下第1位を四捨五入して算出。) ③応募が1者のみの場合で応募金額が県希望金額未満の場合は、 最高応募金額を県希望金額に置き換えて算出する。 (算定式)得点 = 40点 × 当該応募金額 / 最高応募金額 (算出例① 応募者が複数の場合) A者: 応募金額 500万円(応募者中、最高金額) 得点 40点 B者: 応募金額 300万円 得点 $40 \text{点} \times 300 \text{万円} / 500 \text{万円} = 24 \text{点}$ 得点 24点 (算出例② 応募者が1者で応募金額が県希望金額未満の場合) 県希望金額 500万円 応募金額 400万円 得点 $40 \text{点} \times 400 \text{万円} / 500 \text{万円} = 32 \text{点}$
契約期間	①応募時の契約期間が県の希望する契約期間どおりに申込み(提案)であった場合は満点の10点を付与する。 ②①以外の契約期間による応募があった場合は、下記により加点を算出することとし、10点を超える場合は、10点とする。 ※端数がある場合は、小数点第一位を四捨五入する。 (算定式)10点 × (応募時の提案契約期間 / 県の希望する契約期間) (算出例①) 応募時の提案契約期間 5年 県の希望する契約期間 4年 $10 \text{点} \times 5/4 = \text{得点 } 12.5 \text{点}$ (算出例②) 応募時の提案契約期間 2年 県の希望する契約期間 4年 $10 \text{点} \times 2/4 = \text{得点 } 5 \text{点}$

#### 5 得点の判断基準

加点項目に係る評価の判断基準	評価	得点
審査ポイントが優れている	A	20
審査ポイントがやや優れている	B	15
審査ポイントが標準的である	C	10
審査ポイントがやや劣っている	D	5
審査ポイントが劣っている(加点水準に達していない)	E	0